

児童虐待防止啓発広報業務（広報啓発効果測定） 公募型企画提案 説明書

奈良県こども家庭課長

1 趣 旨

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

県民一人ひとりが周囲の子どもたちに関心を持ち、虐待に気づき、ためらわずに通報し、子育てに悩む保護者が一人で悩まず相談をできるよう、広報啓発を実施します。

23年度に児童虐待の「早期発見」を目指し、児童虐待通報の重要性について広報啓発を行ってきました。加えて24年度は、「未然防止」を目指し、子育てに悩む保護者が早期に周囲や相談機関に相談できたり、周囲に見守りの意識を持ってもらうよう広報啓発を実施しています。これらの広報啓発の効果を測定し、今後の効果的な啓発を実施するため、調査を行い、調査結果から考えられる課題等を検討します。

2 業務概要

(1) 名称

児童虐待防止啓発広報業務（広報啓発効果測定）一式

(2) 業務の内容

児童虐待防止啓発広報業務（広報啓発効果測定）仕様書記載のとおり。

(3) 委託料上限額

金2,060,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 企画提案の性格

本企画提案は公募型により実施します。なお本企画提案は、定められた事業予算の範囲内において、提案者独自の企画、技術等について、提案を通して評価することにより、企画力及び業務遂行能力の高い事業者を選定するものです。

(5) 契約期間

契約締結の日から平成25年3月31日まで

3 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当していなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 平成24年8月■■日（■）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (4) 平成24年8月■■日（■）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第235号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。



「見すごすな 幼い子どもの SOS」
オレンジリボン

- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (8) 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
- (9) 上記(7)及び(8)並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等でないこと。
- (10) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (11) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等でないこと。
- (12) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目：役務の提供、広告・イベントもしくは検査・分析・調査業務で登録をしている者であること。競争入札参加資格申請中の場合は、本事業契約時までに登録を完了していること。（契約は、10月下旬頃予定）
- (13) 平成22年度以降において、本件業務と同程度以上の業務を実施した実績を有する者であること。

4 提出書類

企画提案に参加を希望する事業者は、次の書類を作成して提出してください。

なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けません。

(1) 参加申込について

①参加申込書（様式1） 1部

②企業等の概要 1部

事業者名、所在地、代表者、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容等の記載された会社概要書類

(2) 企画提案について

①企画提案書（様式2） 8部（正本1部、副本7部）

なお、企画提案書の作成については、8の「企画提案書の作成等について」をご覧ください。

②過去の事業実績 1部

過去2年以内に、本件業務と同程度の業務を受託した実績について、その名称、発注元、受託金額、企画内容、成果物等がわかる資料を提出してください。

5 参加申込書の提出

(1) 提出期間及び時間



「見すごすな 幼い子どもの SOS」
オレンジリボン

平成24年8月■■日(■)から9月7日(金)までの午前9時から午後5時までとします(但し、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

(2) 提出方法及び提出先

提出方法：持参あるいは郵送

提出先：奈良県 健康福祉部 こども・女性局 こども家庭課 児童虐待対策係

所在地 〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁 3階

電話 0742-27-8605

※郵送される場合は、提出先である奈良県庁に提出書類が配達された日時及び時刻が証明できる方法によってください。なお、いかなる事情であっても期限を過ぎた書類は受け付けません。

6 企画提案にかかる質問及び回答

(1) 質問受付期限

平成24年8月■■日(■)午前9時から9月4日(火)午後5時まで

(但し、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

(2) 質問方法

別紙「質問票」(様式3)によりFAX又は電子メールによってください。

(3) 質問に対する回答

各事業者からの質問は、参加申込書の提出があったすべての事業者あて、原則として随時電子メールにて回答します。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期間及び時間

平成24年10月9日(火)までの午前9時から午後5時までとします。(但し、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

(2) 提出方法及び提出先

5の(2)の「提出方法及び提出先」のとおり。

(3) 提出書類

4の「提出書類」で示す書類。

8 企画提案書の作成等について

企画提案書は、以下のとおり作成してください。

(1) 提案内容

①効果測定 of 企画

- ・実施方法(ネット調査、郵送など)、実施時期、対象者の考え方と調査項目の概要を記載してください。
- ・効果測定終了後の集計結果のまとめ方、分析の方法などの考え方と調査項目の概要を記載してください。

②報告会 of 企画

開催回数、出席者、内容等報告会に関する提案について記載してください。

③執行体制及びスケジュールについて



「見すごすな 幼い子どもの SOS」
オレンジリボン

企画段階から報告書納品に至るまでのスタッフ及び責任者の職氏名(再委託先がある場合は、その社名、担当者名)並びに受注から納品までのスケジュールを記載してください。

④見積額について

経費の内訳(企画・調査、分析、報告書作成費等)を含めた見積書を作成し、貴社の社印及び代表者印を押印してください。

⑤その他参考資料

貴社において、説明に必要な資料を提出してください。

(2) 様式、提出部数等

ア 提案書の用紙は、指定のもの以外はすべてA4版とし、上記(1)の項目に沿って作成してください。

イ 提案書は、簡潔かつ明瞭に記載してください。

ウ 提案書の部数 正本1部、副本7部

9 企画提案書の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

別に定める「児童虐待防止啓発広報業務(広報啓発効果測定事業)委託事業者選定委員会」(以下、「委員会」という。)が評価点方式により順位付けを行い、最高点を獲得した者を最優秀提案者として特定します。

(2) 提案書を特定するための評価項目

別記1「審査対象事項」に基づき評価を行います。

(3) ヒアリング

平成24年10月中旬に審査会を開催します。なお、審査会の時間、場所などについては、別途通知します。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、特定後1週間程度を目処に、各提案者あて書面にて通知します。

(5) 審査結果について

審査結果に対する異議申し立ては一切認めません。また審査結果は公表いたしません。

10 業務委託契約の締結について

審査の結果、特定した最優秀提案者を受託者として、奈良県契約規則等に基づき、双方協議のもと、予算の範囲内で業務請負契約を締結します。

11 契約の解除

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託事業者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し委託者を変更することを妨げないものとします。



「見すごすな 幼い子どもの SOS」
オレンジリボン

12 その他

(1) 説明書の承諾

本企画提案に参加する者は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものと見なします。

(2) 言語及び通貨

契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は、返却いたしません。ただし、この企画提案に係る審査以外には使用しません。

(4) 提案書類の追加、修正等

一旦提出された提出書類の差し替え及び追加、削除は、理由の如何に関わらず一切認めません。

(5) 提案にかかる費用負担

提出書類の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とします。

(6) 提案者の失格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

ア 提出書類の提出期限を過ぎた場合

イ 企画書に過去の事業実績を記入した資料の添付がない場合

ウ 提案に参加する資格が無い者が提案したとき。

エ 本件企画提案に対して、二以上の提案をしたとき。

オ 本件企画提案に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。

カ 本件企画提案に対して、二以上の代理人をしたとき。

キ 見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、金額を訂正した見積もりをしたとき、その他提出書類に虚偽の記載をした場合

ク その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき。

(7) 提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に提案者が指名停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行います。

(8) 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに奈良県まで連絡するとともに、書面により届け出てください。

(9) 特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ奈良県の承認を受けた場合はこの限りではありません。

(10) 契約保証金は、奈良県契約規則（昭和39年5月規則第14号）第19条の定めるところによるものとする。

13 問い合わせ先

奈良県健康福祉部こども・女性局こども家庭課児童虐待対策係

住所 〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁 3階

電話 0742-27-8605 FAX 0742-27-8107

電子メール kodomo@office.pref.nara.lg.jp



「見すごすな 幼い子どもの SOS」
オレンジリボン

(様式1)

平成 年 月 日

参加申込書

奈良県知事 荒井 正吾 様

住 所

事業者名

代表者氏名

印

「児童虐待防止啓発広報業務（広報啓発効果測定）公募型企画提案説明書」に基づき、参加申込書を提出します。なお、説明書3の「参加資格」をすべて満たしていることを誓約します。

(担当者連絡先)

所 属 :

役職名 :

氏名 :

電話番号 :

F A X 番号 :

メールアドレス :



「見すごすな 幼い子どもの SOS」
オレンジリボン

(様式2)

平成 年 月 日

企 画 提 案 書

奈良県知事 荒井 正吾 様

住 所

事業者名

代表者氏名

印

「児童虐待防止啓発広報業務（広報啓発効果測定）公募型企画提案説明書」に基づき、
企画提案書及び添付書類を提出します。

(担当者連絡先)

所 属 :

役職名 :

氏名 :

電話番号 :

F A X 番 号 :

メールアドレス :



「見すごすな 幼い子どもの SOS」
オレンジリボン

(様式3)

平成 年 月 日

質 問 票

住 所
事業者名
担当者氏名
電話番号
F A X 番号
メールアドレス

※箇条書きで簡潔に記載してください。